

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
第四十八条 削除	（法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限） 第四十八条 法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、総資産（特別勘定又は積立勘定（第三十条の三第一項（第六十三条において準用する場合を含む。）の規定により設ける勘定をいう。以下この条及び第四十八条の三において同じ。）を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条、第四十八条の三及び第四十八条の五において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。 一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産（他の資産と経理が区分されているものに限る。以下この条及び第四百四十条において同じ。）にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式）（前条第六号の二に掲げる出資を含む。） 二 不動産（不動産の取得のための資金として金融庁長官が定めるものを含む。） 三 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあ

つては、当該外国通貨換算額）が確定しているものを除く。）

四 債券、貸付金及び貸付有価証券（金融庁長官が定めるものに限る。）

五 前条第一号から第八号までに掲げる方法に準ずる方法により運用する資産

2

法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 総資産の額（その他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。

以下同じ。）にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この項、第四十八条の三第二項及び第四十八条の五第二項において同じ。）に百分の三十を乗じて計算した額

二 前項第二号に掲げる資産 総資産の額に百分の二十を乗じて計算した額

三 前項第三号に掲げる資産 総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

四 前項第四号に掲げる資産 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額

五 前項第五号に掲げる資産 総資産の額に百分の三を乗じて計算した額

3 | 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第四十八条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四十八条の三第二項において同じ。）にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 | 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式）（前条第六号の二に掲げる出資を含む。）
百分の三十

二 | 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該外国通貨換算額）が確定しているものを除く。）
百分の三十

4 | 法第九十七条の二第一項の規定により内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないとされる資産の運用の額は、その他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額が帳

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産(特別勘定又は積立勘定(第三十条の三第一項(第六十条三条において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により設ける勘定をいう。以下この項及び第五十九条の二第一項第三号ロ(6)において同じ。))を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号及び第四十八条の五第二項において同じ。))のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額(その他有価証券(財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。))にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。))を合計した額

イゝへ (略)

簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額として計算するものとする。

5| 保険会社は、第二項ただし書及び第三項ただし書の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四十八条の三 法第九十七条の二第二項に規定する保険会社の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 総資産のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額(その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。))を合計した額

イゝへ (略)

二 積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（次項第二号において「積立勘定資産」という。）のうち前号イからへまでに掲げる資産の額を合計した額

2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額に区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く。）
。 総資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号及び第四十八条の五第二項において同じ。）に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金、同号ニに規定する債務の保証及び同号へに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（以下この号及び第四十八条の五第二項において「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

ロ（二）（略）

二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く）

二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号に掲げる資産の額を合計した額

2 法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額に区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く。）
。 総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金、同号ニに規定する債務の保証及び同号へに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（以下この条及び第四十八条の五において「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額）

ロ（二）（略）

二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 同一人自身に対する運用に係るもの（ハに掲げるものを除く）

。) 積立勘定資産の総額 (その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号において同じ。) に百分の十を乗じて計算した額 (金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額)

ロゝニ (略)

3 (略)

(信託による脱法行為の禁止)

第四十九条 保険会社は、金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託により、第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五の規定による制限を免れることができない。

(資産の運用制限の例外)

第五十条 保険会社は、資産の運用方法又は資産の運用額が資産の価格の変動、担保権の実行、代物弁済その他の当該保険会社の意思に基づかない理由により第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条の規定による制限に反することとなった場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該保険会社は、漸次、第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条の趣旨に従つて、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

。) 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額 (金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額)

ロゝニ (略)

3 (略)

(信託による脱法行為の禁止)

第四十九条 保険会社は、金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託により、第四十七条、第四十八条、第四十八条の三及び第四十八条の五の規定による制限を免れることができない。

(資産の運用制限の例外)

第五十条 保険会社は、資産の運用方法又は資産の運用額が資産の価格の変動、担保権の実行、代物弁済その他の当該保険会社の意思に基づかない理由により第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条の規定による制限に反することとなった場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該保険会社は、漸次、第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条の趣旨に従つて、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

(共同行為の認可の申請)

第五十五条 損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この項において同じ。）は、法第百二条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項（共同行為の内容の変更をする場合においては、当該変更の内容）を記載した共同行為の当事者である損害保険会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 共同行為の当事者の商号、名称又は氏名及びその本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗（法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下同じ。）の所在地並びに当該当事者が法人である場合においては代表者又は法第百八十七条第一項第二号の日本における代表者の氏名

二〽五 （略）

2・3 （略）

(届出事項等)

第八十五条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〽二の四 （略）

三 削除

四〽十七 （略）

2・6 （略）

(共同行為の認可の申請)

第五十五条 損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この項において同じ。）は、法第百二条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項（共同行為の内容の変更をする場合においては、当該変更の内容）を記載した共同行為の当事者である損害保険会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 共同行為の当事者の商号、名称又は氏名及びその本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗（法第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。以下同じ。）の所在地並びに当該当事者が法人である場合においては代表者又は法第百八十七条第一項第二号の日本における代表者の氏名及び住所

二〽五 （略）

2・3 （略）

(届出事項等)

第八十五条 法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〽二の四 （略）

三 法第百二条第一項の認可を受けて共同行為を行う保険会社の代表者の住所が変更された場合

四〽十七 （略）

2・6 （略）

(保険契約の移転の効力)

第九十二条 (略)

2 移転先会社は、資産の運用方法又は第四十八条の三第一項及び第四十八条の五第一項に掲げる資産の運用額(外国保険会社等の場合にあつては、第四百四十条の三第一項に掲げる資産の運用額)が保険契約の移転とともにする財産の移転を受けたことにより第四十七条から第四十九条までの規定(外国保険会社等の場合にあつては、第三百三十九条及び第四百四十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条の規定。以下この項において同じ。)による制限に反することとなつた場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該移転先会社は、漸次、第四十七条から第四十九条までの規定の趣旨に従つて、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

(会社分割による保険契約の承継の効力)

第一百五条の八 (略)

2 会社分割により保険契約を承継した会社は、資産の運用方法又は第四十八条の三第一項及び第四十八条の五第一項に掲げる資産の運用額が会社分割により財産を承継したことにより第四十七条から第四十九条までの規定による制限に反することとなつた場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場

(保険契約の移転の効力)

第九十二条 (略)

2 移転先会社は、資産の運用方法又は第四十八条第一項及び第三項、第四十八条の三第一項並びに第四十八条の五第一項に掲げる資産の運用額(外国保険会社等の場合にあつては、第四百四十条第一項及び第三項並びに第四百四十条の三第一項に掲げる資産の運用額)が保険契約の移転とともにする財産の移転を受けたことにより第四十七条から第四十九条までの規定(外国保険会社等の場合にあつては、第三百三十九条、第四百四十条及び第四百四十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条の規定。以下この項において同じ。)による制限に反することとなつた場合においては、その方法又は額により資産の運用を行うことができる。この場合において、当該移転先会社は、漸次、第四十七条から第四十九条までの規定の趣旨に従つて、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

(会社分割による保険契約の承継の効力)

第一百五条の八 (略)

2 会社分割により保険契約を承継した会社は、資産の運用方法又は第四十八条第一項及び第三項、第四十八条の三第一項並びに第四十八条の五第一項に掲げる資産の運用額が会社分割により財産を承継したことにより第四十七条から第四十九条までの規定による制限に反することとなつた場合においては、その方法又は額により資産の

合において、当該会社分割により保険契約を承継した会社は、漸次、第四十七条から第四十九条までの規定の趣旨に従って、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

第百四十条 削除

運用を行うことができる。この場合において、当該会社分割により保険契約を承継した会社は、漸次、第四十七条から第四十九条までの規定の趣旨に従って、その資産の運用方法又は運用額を改めなければならない。

（法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する資産の運用額の制限）

第百四十条 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める資産は、日本における総資産（特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。以下この条及び第百四十条の三において同じ。）のうち次に掲げる資産とする。

一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式）（第四十七条第六号の二に掲げる出資を含む。）

二 不動産（不動産の取得のための資金として金融庁長官が定めるものを含む。）

三 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る資産にあつては、当該外国通貨換算額）が確定しているものを除く。）

四 債券、貸付金及び貸付有価証券（金融庁長官が定めるものに限

る。)

五 第四十七条第一号から第八号までに掲げる方法に準ずる方法により運用する資産

2 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる資産 日本における総資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この項及び第百四十条の三第二項において同じ。）に百分の三十を乗じて計算した額

二 前項第二号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の二十を乗じて計算した額

三 前項第三号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の三十を乗じて計算した額

四 前項第四号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額

五 前項第五号に掲げる資産 日本における総資産の額に百分の三を乗じて計算した額

3 前二項の規定にかかわらず、積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（以下この条及び第百四十条の三において「積立勘定資産」という。）のうち、次の

各号に掲げる資産にあつては、積立勘定資産の総額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。第四百十条の三第二項において同じ。）にそれぞれ当該各号に定める割合（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合）を乗じて計算した額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合はこの限りでない。

一 国内株式（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨をもって表示する株式）（第四十七条第六号の二に掲げる出資を含む。） 百分の三十

二 外貨建資産（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該資産のうち当該外国通貨以外の通貨建資産）（先物外国為替取引に係る契約等により円換算額（保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約に係る積立勘定資産にあつては、当該外国通貨換算額）が確定しているものを除く。） 百分の三十

4 法第九十九条において準用する法第九十七条の二第一項の規定により内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならないとされる資産の運用の額は、その他有価証券については、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額として計算するものとする。

5 外国保険会社等は、第二項ただし書及び第三項ただし書の承認を

(法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四百四十条の三 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 日本における総資産（特別勘定又は積立勘定を設ける場合においては、当該特別勘定又は積立勘定に属するものとして経理された資産を除く。次項第一号において同じ。）のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額
イ〜ヘ（略）

二 積立勘定を設ける場合においては、当該積立勘定に属するものとして経理された資産（次項第二号において「積立勘定資産」という。）のうち前号イからへまでに掲げる資産の額を合計した額
2 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

受けようとするときは、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用額の制限)

第四百四十条の三 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する外国保険会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、次に掲げる額とする。

一 日本における総資産のうち同一人に対する運用に係る次に掲げる資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。次号において同じ。）を合計した額

イ〜ヘ（略）

二 積立勘定を設ける場合においては、積立勘定資産のうち前号に掲げる資産を合計した額

2 法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号において同じ。）の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金、同号二に規定する債務の保証及び同号へに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（ロにおいて「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額） ロ （略）	二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下この号において同じ。）に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額） ロ （略）	3 （略） （業務、経理に関する規定の準用）
---	--	--

一 前項第一号に規定する資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 日本における総資産の額に百分の十を乗じて計算した額（前項第一号ロに規定する貸付金、同号二に規定する債務の保証及び同号へに規定する法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（ロにおいて「貸付金等」という。）にあつては、総資産の額に百分の三を乗じて計算した額） ロ （略）	二 前項第二号に規定する場合における資産の運用の額 次に掲げる資産の運用の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 同一人自身に対する運用に係るもの 積立勘定資産の総額に百分の十を乗じて計算した額（金融庁長官が定める資産にあつては、金融庁長官が定める割合を乗じて計算した額） ロ （略）	3 （略） （業務、経理に関する規定の準用）
---	--	--

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならぬ支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第百三十九条及び第百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第百三十九条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第百五十三条第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及び二

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならぬ支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第百三十九条、第百四十条及び第百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第百三十九条、第百四十条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ及び第三号」とあるのは「第百五十三条第一号イ及び第三号」と、

に掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中

同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるのは「法第百八十七条第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客

「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第一百一十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百一十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る

」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第一百一十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百一十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「

毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一〇四 (略)

毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一〇四 (略)

四の二 第四十八条の三第二項ただし書及び第四十八条の五第二項 ただし書の規定による資産の運用額の制限の承認 三十日 五〇二十六 (略) 2 (略)	四の二 第四十八条第二項及び第三項ただし書、第四十八条の三第 二項ただし書並びに第四十八条の五第二項ただし書の規定による 資産の運用額の制限の承認 三十日 五〇二十六 (略) 2 (略)
--	--